



いる。』

私のがんの治療を行ったときに勤めていた職場には、休職制度があつて助かった。また、加入していた健康保険組合から「傷病手当金」として、標準報酬額の3分の2が貰え、どうにか9ヶ月間におよぶ闘病期間を乗り切った。今の勤務先には休職制度はない。解約約款として、「私傷病による欠勤が引き続き2ヶ月以上におよぶとき」と記載されている。ではどうするか。第4章が参考になる。退職した日の翌日、健康保険を、加入していた健康保険の任意継続被保険者に切り替える。そして、傷病給付金の給付を受ける。ただし、退職前に傷病手当金の給付を受けていることが条件だ。勉強になった。詳細は社会保険労務士に相談するのがよい。

続いて、第1章より。『休職制度がない場合でも、休職に準じる措置を検討してもらえる可能性はある。人事担当者や上司に今後の働き方について相談し、働きながら治療をしていく方法について話し合ってください。』

第2章より。『日本の企業の大半が、がん体験者をどのように就労させたらよいのかわからなく、がんはまだまだよく理解されていないのが現状だ。がんは一部を除き業務に起因しない病気であり、私傷病であるというのが一般的な考え方で、企業においてもそれは同じだ。また企業の従業員に対する健康配慮義務は、本来、労災防止や職場の安全衛生を目的として定められたものである。そのような事情から、がんをはじめとする私傷病への法的な対応基準はなく、企業の裁量によって千差万別の対応がされているのが現状だ。』これに対し、本書は次のように提言している。『今、がん経験者は雇用の機会を失うという社会問題に直面している。企業ががんについて理解すること、雇用の機会を創ること、雇用される能力開発を支援することなども、企業が行うべきCSR(Corporate Social Responsibility；企業の社会的責任)である。』

第5章には、復職後の仕事への取組み方が、記されている。『もしあなたの企業に、産業医や産業保健師・看護師などがいるなら、ぜひ相談するといい。あなたが仕事を続けていくということは、多くの人をサポートが必要である。普段から良好な関係や助け合いができるような職場との関係をつくることを心がけて下さい。』

最期に、序章より、抄出する。

『がん経験者の4人に1人は、20～50代の働き盛りに罹患している。この本は、働いている、働きたいと願うすべてのがん経験者や家族に贈りたい。そして、医療、行政、企業に関わるすべての人たちに、他人事としてではなく、自分事としてこの問題をぜひ考えて欲しい。』

就労の問題は、著者が述べている以外にも、治療に前向きに取り組むことができるかに繋がり、治療成績に繋がる。復職のために、解雇を心配して、途中で治療を中止することは避けたいものだ。「がんと一緒に働こう！」是非、読んでいただきたい。

会員 井上 林太郎